

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第二一回国会 議院 經濟産業委員會 會議録 第二一回国会

令和二年三月六日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 富田 茂之君
- 理事 大岡 敏孝君
- 理事 小林 鷹之君
- 理事 武藤 容治君
- 理事 山岡 達丸君
- 理事 畦元 将吾君
- 安藤 高夫君
- 石崎 徹君
- 神田 裕君
- 國場幸之助君
- 辻 清人君
- 野中 厚君
- 福田 達夫君
- 星野 剛士君
- 三原 朝彦君
- 山際大志郎君
- 和田 義明君
- 落合 貴之君
- 菅 直人君
- 宮川 伸君
- 中野 洋昌君
- 足立 康史君

- 理事 神山 佐市君
- 理事 鈴木 淳司君
- 理事 田嶋 要君
- 理事 鰐淵 洋子君
- 理事 穴見 陽一君
- 石川 昭政君
- 岡下 昌平君
- 高村 正大君
- 武部 新君
- 富樫 博之君
- 百武 公親君
- 穂坂 泰君
- 細田 健一君
- 宮澤 博行君
- 吉川 起君
- 浅野 哲君
- 柿沢 未途君
- 齊木 武志君
- 山崎 誠君
- 笠井 亮君

政府参考人
厚生労働省大臣官房審議 八神 敦雄君
(厚生労働省大臣官房総括審議官)

政府参考人
農林水産省大臣官房総括 浅川 京子君
(農林水産省大臣官房技術審議官)

政府参考人
経済産業省大臣官房技術 小澤 典明君
(経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官)

政府参考人
経済産業省大臣官房商 藤木 俊光君
(経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人
経済産業省大臣官房審議 河西 康之君
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人
経済産業省大臣官房審議 中原 裕彦君
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人
渡邊 昇治君
(経済産業省製造産業局長)

政府参考人
高田 修三君
(経済産業省製造産業局長)

政府参考人
西山 圭太君
(経済産業省商務情報政策局長)

政府参考人
高橋 泰三君
(資源エネルギー庁長官)

政府参考人
前田 泰宏君
(中小企業庁長官)

政府参考人
鎌田 篤君
(中小企業庁次長)

政府参考人
奈須野 太君
(中小企業庁事業環境部長)

政府参考人
渡邊 政嘉君
(中小企業庁経営支援部長)

政府参考人
佐野圭以子君
(経済産業委員会専門員)

委員の異動
三月六日
辞任 神田 裕君
補欠選任 百武 公親君

山際大志郎君 宮澤 博行君
同日

辞任 百武 公親君 補欠選任 神田 裕君
宮澤 博行君 山際大志郎君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
経済産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより会議を開きます。
経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
二件調査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務局審査局長山田弘君、厚生労働省大臣官房高年齢・障害者雇用開発審議官達谷窟庸野君、厚生労働省大臣官房審議官八神敦雄君、農林水産省大臣官房総括審議官浅川京子君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官小澤典明君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、経済産業省大臣官房審議官河西康之君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦君、経済産業省大臣官房審議官渡邊昇治君、経済産業省製造産業局長高田修三君、経済産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁長官高橋泰三君、中小企業庁長官前田泰宏君、中小企業庁次長鎌田篤君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。鈴木淳司君。

○鈴木(淳)委員 おはようございます。自由民主党の鈴木淳司です。
大臣におかれましては、連日大変御苦勞さまでございます。いよいよきょうから経産委員会が始まりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、委員会の冒頭に当たりまして、やはりこの問題に触れないわけにはいきません。それは、大臣所信の冒頭にもありましたけれども、新型コロナウイルスの問題であります。武漢を発生源とする新型コロナウイルスは、当初のインバウンドの急速な縮小とサプライチェーンの寸断という第一段階から、残念ながら、ついには国内感染の拡大によるさまざまな経済活動への影響が出ております。

先日、旅行業を営む友人から、バス旅行等のキャンセルが相次いで三千万ほどの売上げが吹っ飛んだ、この先の予約も全く、キャンセルになってくるし、新規の予約も入っていない、こういう悲痛な声が届きました。また、先月には、インバウンドの極端な減少によりまして愛知県内のホテルが倒産いたしました。飲食業も同様でございます。ある老舗レストランでは、予約のキャンセルはもうそろそろありませんが、五月いっぱいまで全く入っていない、こういう状況であるわけであります。ホテル、旅行、飲食等を中心に、将来が全く見通せないばかりか、今月末の支払いすら心配しなきゃいけない、こういう深刻な状況に置かれている例が多いというんです。

政府は、今、緊急に講じているさまざまな施策

経済産業大臣 梶山 弘志君
経済産業大臣政務官 中野 洋昌君
政府参考人 (公正取引委員会事務総局 審査局長) 山田 弘君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房高年齢・障害者雇用開発審議官) 達谷窟庸野君

といけないと思います。特に、今、経産省がやっているこの制度の経験をもとにして、何が必要なのか、しっかりと総務省と話をし、もつとちゃんと考えなきゃいけないと思いますが、大臣、このマイナポイント制度を、本当に国民のためになる、あるいは、商店街、町のためになるというように、大臣、思われませんか。

○梶山国務大臣 このマイナポイント事業につきまして、マイナポイントの普及というのがまず第一の目的であります。

キャッシュレス決済の拡大、そして東京オリンピック・パラリンピック後の個人消費の下支えというのも、その次の目的としてあるわけであり、経産省としても、マイナポイント事業に活用できる端末について、その導入の支援をしていくことで、キャッシュレスに取り組み中小店舗を支援することとしておりますが、このポイント還元事業の評価も含めて、総務省とはよく連携をとりながら、打合せをしてまいりたいと思っております。

○宮川委員 この制度ですが、もう大臣は御存じのとおりで、マイナンバーカードをとると、そういう手続をすると、大体五千円ぐらいが、例えばW A O N だとか n a n a c o だとか交通系の S u i c a だとか、そういうところに五千円分が入って、それで使えるようになりますよということなわけですが、私も、このマイナンバーカード自体を本当に使えるようなものにしなれば、五千円入れて、もう誰も使わなくなっちゃうと思ふんです。

これをやるんだとしたら、二千五百億円ぐらいかかるわけですよ、今やっているキャッシュレス・ポイント還元制度をもつとしっかりと続けた方がよっぽどキャッシュレス化社会にはプラスになると思っております。

こっているかという、消費が下がっているんです。だから、使う人はふえていない。買物もふえていない。だけれども、今まで現金を使っていた人がカードを使うようになったわけですね。だから、いろいろなお店でカード手数料が負担になっちゃっているんですよ。だから、このカード手数料の負担を何とか手を打たなければ、みんなやめてしまいます。

それで、このマイナポイント、では、カード手数料はどうなるんですかというふうな質問が私に返って来ました。だから、カード手数料がどうなるのか全く検討していません。やろうとしたら、これは、商店街の方々とか、続けたら、カード手数料はもしかしたらもつと上がっちゃうかもしれないわけ、もつとマイナスになっちゃうじゃないですか。だから、私は、このカード手数料の問題をもつと真剣に考えなきゃいけないと思います。

そして、今、コロナ対策として、例えば、このカード手数料の部分、苦しいところにはもうゼロにしてしまおう、ちゃんとカードを使つたところは赤字にならないようにするとか、こういうのも一つの重要な施策としてあるんじゃないかというように私は思いますが、こういったコロナ対策も含めて、この今のキャッシュレス・ポイント還元制度、マイナポイント制度、こういうのも含めて、最後、大臣、一言よろしくお願ひします。

○梶山国務大臣 先ほど申しましたように、マイナポイント事業に関しては、このポイント還元事業の評価とあわせて、よく総務省と一緒に検討してまいりたいと思っております。

今後の、カードがきちっと維持できるかどうか、キャッシュレスが維持できるかどうかというのは手数料にかかっていると思っております。ですから、手数料をどうするかということを決済事業者とやりとりをしておりますけれども、そこで競争が生じて低い手数料になっているものもあるということでありまして、それらも含めて

今後の検討課題だと思っております。

○宮川委員 ありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。梶山大臣におかれましては、新型コロナウイルス対策を始め連日の御対応、まことに御疲れさまでございませぬ。

本日は、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への支援策に関する質疑を中心に行いたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それは、一つ目の質問なんです、初めに、予約キャンセル等によって売上げが激減している業界に対する支援策についてお伺いをいたします。

現在、宿泊施設や飲食店などを始めとするサービス産業全体が窮地に立たされております。

資料一にありますように、新型コロナウイルスによる外出自粛の影響若しくはインバウンド観光の激減によつて交通機関や宿泊需要が激減しております。国内線予約が足元では四割減、宿泊予約は昨年の半分にまで減っております。旅行損失は三千億円に迫る勢いであり、旅行損失は現在、政府は、セーフティネット四号、五号の適用拡大による資金繰り支援を決定しておりますけれども、これはあくまでも運転資金の貸付けでありまして、借金であることには変わりはないわけですね。この状況がいつまで続くかわからない中で、倒産事業や、あるいは廃業を検討し始めている事業者も少なくありません。

この際、売上げ喪失部分を相殺する方向に働く、資金繰り以外の支援策が必要ではないかと思っております。そこに関して大臣にお伺いをいたします。

○梶山国務大臣 その部分については、インバウンドのみならず国内の旅行が大分減っているという報告を受けておりました、各地域で、ホテル業、旅館業、大変苦しい状況だと聞いております。まずは当座の資金ということで、四号で地域の

指定、五号で業種の指定ということで、これを双方適用するところでありませぬけれども、あわせて、これはどこかで振興策もやらなくちゃならないと思っております。これはある程度落ちついてからでないとできないと思っておりますけれども、どこかで振興策も必ずやったりやらなくちゃならないと思っておりますし、その間に何ができるのかということも含めて、今、政府全体で検討しているところでもあります。

○浅野委員 振興策もどこかでしなければいけないということ、ぜひ、今後は、状況を見きわめながらそのあたりも、先ほど、制度は簡素に、運用は柔軟にという御答弁をされておりましたけれども、まさに柔軟な発想で対応を願ひしたいと思います。

それでは、次の質問ですが、次はフリーランスの方々に対する支援についてお伺いをいたします。

政府が打ち出した新型コロナウイルス対策では、企業による雇用という形態をとらずに働く個人事業主、いわゆるフリーランスに対する支援策が盛り込まれておりませぬ。つまり、政策的にはまだ対応不足がある状況だということに認識をしております。

現在、正社員や有期契約社員などの雇用保険加入者、また週二十時間未満のパート従業員などについては雇用調整助成金、そして政府において検討されている新たな助成制度により対応が予定されていると伺っておりますが、フリーランスはこれについても対象外とされており、現場からは怒りや不安の声が届いております。政府としてもこの声にいち早く応える責任があると思っております。

そこで、フリーランスに対する支援を行う意思があるのかどうか、改めて大臣にお答えいただけますか、その上で、支援としては、収入補償という形で行うのか、それとも資金繰り支援という形で行うのか、そのあたりの考え方の整理をお答えいただけますか、お願ひいたします。

○梶山国務大臣 このコロナウイルスの件で必ず

やはりフリーランスの処遇というものが出てくるわけでありませけれども、経済産業省としては個人事業主とフリーランスという言葉と一つになっているんですけども、現実には多種多様な働き方、業種もあると思っております。企業に所属しながらもフリーランスといった立場で勤務をしている方も多数おいでになるのも、十分承知しております。

そういった方々が、今、収入がない状況に置かれる、また、イベント等で働く場ができるフリーランスの方々はその場がなくなるということでありませから、それらに対してどうするかということとを今政府全体で検討をしているところであります。

方向性については今私の口から申し上げることはできないんですけども、各省庁の制度とあわせて、またそれと、どういう形で、どの役所の、どの省庁の制度を活用できるのかということも含めて今検討中ということでありませるので、そういうことで見ていただければと思っております。

○浅野委員 本日午前中に、罇淵委員の質問に対する答弁の中では、資金繰り支援を中心に考えているという現状の、趣旨の答弁はありました。

しかしながら、今、大臣も少し触れられておりましたけれども、資金繰り支援というのは、あくまでも運転資金を借入金で賄うための施策でありませ、事業の継続性を下支えする、この効果はあるとは思っていただけませんが、フリーランスの中には、生活することに支障を来す人々も出てくる可能性は十分にあるわけでありませ。こうした方々に対しては、やはり資金繰り支援ではなくて収入補償という形での支援も当然ながら必要になっていくんだらうと私たちは考えておりませ、この点に関して、きょうはちょっと厚労省にも来ていただいていると思うんですが、このフリーランスの方々に対する収入補償という観点での支援のあり方について、厚労省の考え方、御答弁いただけますでしょうか。

○達谷憲政府参考人 お答え申し上げます。

休業を余儀なくされた労働者への支援につきましては、総理からの指示を踏まえて、小学校等の休校等に伴い職場を休まざるを得なくなった方々に対して、正規、非正規を問わず、休職中に支払った賃金相当額を全額を支給する新たな助成金の創設等に取り組んでいただいております。これは先生がおっしゃられたところの、新しい助成金でございます。

これ以外につきましては、先月十三日に取りまとめた新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策において、自営業者等も含めた中小企業、小規模事業者に対する資金繰り支援として、各関係機関における経営相談窓口の設置や、日本政策金融公庫等による緊急貸付・保証枠として五千億の確保等の措置を講じてきていただいております。

このフリーランスの方の問題につきましては、政府としてしっかりと対応していくものというふうで考えてございます。

以上でございます。(発言する者あり)

○浅野委員 フリーランスに対する支援のあり方というのは今政府の中でも検討中ということなんですが、やはり、今この場面でも不安だという声が上がりましたけれども、まさに現場のフリーランスの方々というものは、今、誰からも、どういう支援が来るのかが見通せない状況で、いわゆる見可能性という意味では非常に今満足できない状況にあります。ですから、しっかりと具体的な効果的な支援策を早く発表していただいで、運用面で十分な配慮を行っていただきたいと思っております。

このテーマに関しては、今後も引き続き議論させていただきますと思っております。

それでは、続きまして、国内でやむを得ず稼働停止した事業場に対する支援についてお伺いをいたしたいと思います。

中国国内での感染拡大の影響を受けて、自動車部品や建築資材を始めとする部材の供給障害が発生し、国内工場が稼働できない事象が発生し

ております。こうした場合、各事業場では、ラインをとめたり従業員を自宅待機させるなどの対応をとる場合があります。

現在の雇用調整助成金の主な受給要件というのは資料二の方に示しておりますが、観光産業などにおいてはこれらの要件が緩和されており、さらに、三月に入ってから、特例措置の対象となる業種を四十業種に拡大するなどの発表がされておりますが、先ほど申し上げた製造業や建設業などはその対象とはなっていないというふうで理解しております。

この対象とならなかつた業種については通常の雇用調整助成金の要件が求められることになると理解しておりますが、現在のような状況を鑑みれば、特に、この資料二にある(2)、(3)の要件、売上げや人員面での要件については緩和してもよいのではないかと考えております。

そこで、厚労省にお伺いいたしますが、新型コロナウイルスの影響によって部品の供給が滞るなどの事由で、国内で稼働停止した事業場における雇用調整助成金の適用についてお伺いしたいと思います。そして、先ほど、要件緩和できないかということがありますが、その点についても、その実現可能性について御答弁を求めたいと思っております。

○達谷憲政府参考人 お答え申し上げます。

雇用調整助成金は、部品の調達、供給の停滞などにより事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症に関しましては指定要件の緩和等の特例措置を講じてございませが、当初は二月十四日付で日中間の観光の分野につきまして特例措置を設けたところございませすけれども、二月二十八日にこの特例措置の対象を拡大いたしました。その範囲を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大してございませ。ですので、業種を限定してとかということではございませ、全ての事業主という

ことでございます。

これにより、新型コロナウイルス感染症の影響により、中国から物品の調達、供給の停滞などにより事業が縮小している事業主の方につきましては特例措置の活用が可能になっているという状況でございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

今、新型コロナウイルスが発生して、いろいろな施策を行政が発表しておりますが、ある種、今過渡期にあるといましようか、日々新たな発表がされておりました、現場では、特に小規模・中小事業者の皆様から見たら、何が最新情報なのか非常にわかりづらいんですね。

ですから、周知徹底、そして、各地域のいろいろな窓口、金融機関等も活用しながら、そのあたりの正確な情報を伝えていくことに対しては、今以上の力を入れて取り組んでいただきたいと思います。現場の彼らにとっては本当に一日一日が貴重な時間ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、多くの国民が困っているマスクの問題についてお伺いしたいと思います。

先月の予算第七分科会では、質問させていただいた際は、マスクの国内生産量は毎週約一億枚までふえている、そして、平年の国内需要が月約四億枚ということですので、需要が大幅に増加している今の状況を考えれば週一億枚でもまだ足りない状況というところは認識を共有させていただきました。

その後、地元病院やさまざまな団体に事務所を挙げてちよつと聞き取り調査をさせていただいたところ、特に医療や介護の現場でもマスクが足りておらず、職員が手づくりのマスクを使ったり、あるいは数日間同じマスクを消毒しながら使うなどして、最低でもお医者さん、医療従事者のマスクを何とか死守している、そんな状況が今起こっております。

医療現場はもとより、国民生活でのマスク不足は今も続いておりまして、政府一丸となって供給

のめどをつけてもらいたいと思っておりますが、まずは、最新のマスクの国内生産の状況、そして、輸入分を含むマスクの調達量の最新値をお答えいただけますでしょうか。

○八神政府参事官 お答え申し上げます。

マスクにつきましては、今お話しもございましたけれども、一月二十八日に国から増産要請を受けまして、国内メーカーでは二十四時間体制で通常の三倍の増産を継続している、そのほか、一部停滞をしていた中国等からの輸入が二月十七日の週から順次回復をしているということで、先ほどもお話しいただきましたが、二月中旬からは週一億枚の供給の確保が実現をしております。

このほか、緊急対応策において措置をしますマスクの生産にかかわる企業への設備導入補助等を通じたさらなる増産、また、中国を始めとする諸外国からの輸入の回復に官民連携をして取り組む、それから、ガーゼマスクなど再利用できるマスクの増産などに取り組むということで、今月には月間六億枚のマスクの供給を確保できるというふうに考えてございます。

○浅野委員 先月二十五日の質疑の際には四億枚というところで、今月中には六億枚までふやせそうだといいことなので、ただ、恐らく六億枚でも全体需要から見ると不十分だと思いますので、ここは歩みをとめることなくふやし続けていただきたいと思っております。

続いて、大臣の方にちょっとお伺いしたいんです。昨日、政府は対策会議の中でマスクの転売制限というのを発表されましたが、この状況を考えれば、それが必要な措置だと思っております。

ただ、一方で、その供給力が今後高まっていった際に、都市部と地方でその流通量に著しい差が生じないような配慮も政府としては必要なんじゃないかと思うわけでありまして。住んでいる場所にかかわらず公平公正にマスクを供給するためにも、適正な取引や流通の実現に対して取り組む必要性があると思うんですが、その点に関して大臣

のお考えをいただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 マスクにつきましては、製造現場においても、その流通過程においても、最終的な消費者に渡る小売のころにおいても、全部一回ももう少なくなってしまうという状況の中で、今生産を再開をしているという状況の中で現状があると思っております。

そして、私ども、マスクに関しては、販売の中でのインターネットの分野、ネットの販売の分野について経済産業省が担当しております。これらにつきましては、高値で取引されている事例が報告をされたことから、こうした転売を目的とした購入が店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている状況を生んでいるということで、二月二十八日にマスク等のオークションへの出品の取りやめや、大口での販売を三月十四日から当面の間制限することを要請し、大手の事業者についてはそれを了承してもらっていたところでありまして。

昨日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理から、国民生活安定緊急措置法の適用をし、マスクの転売を禁止するために、速やかな施行に向けて、政令の決定に向けた手続を進めるように指示がありました。

それらも含めて、今委員がおっしゃったようなことを留意しながら、しっかりとした施行に向けての準備をしまいたいと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いたします。ここからは、ちょっとテーマを変えて、サイバーセキュリティに関する質疑を行わせていただきたいと思います。

いわゆるGAFABやBATなど、最近のグローバル経済のリーダーの多くは、デジタルネットワークの中で膨大なデータ流通プラットフォームをつくり、そのデータを活用する力を持っています。日本もまた、データ駆動型社会を目指して、産業界と政府が丸となって取り組んでいると思っております。その中で大きな懸念となっているのがサイバーセキュリティ分野だと私は認

識しております。

ことしに入ってから相次いでサイバーセキュリティの事故、事件が発生しております。特にサプライチェーンに大きな影響を及ぼしかねないデータが、大企業だけからではなく、比較的セキュリティレベルの低い下請企業からも盗まれるなどの、サプライチェーン攻撃と言っております。このサプライチェーン攻撃が発生しているようであります。

そこで、まずは国内におけるサプライチェーン攻撃による被害の状況について、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 委員御指摘のように、今、大手の企業にサイバー攻撃がかけられ、また、さまざまな情報の流出等も懸念される状況にあります。これは、直接に攻撃をされる場合もあるんですけども、サプライチェーンの中で、下請や、ずつと取引のある企業からさかのぼってここに到達するような事案もあるということでありまして、昨年五月に大阪商工会議所が行った調査では、百八十八社中三十社が、取引先がサイバー攻撃を受けて、自社にまで被害が及んできたと。一番頂点にいる会社が調べた上で、三十社がそういう話ということでありました。百八十八社中の三十社。サプライチェーンを通じての被害が広がるケースが確認をされているということでありまして。

サイバー空間とフィジカル空間の融合が進む中で、サイバー攻撃の実体社会への影響の増大が加速しているという認識であります。実際、海外では、世界最大級のアルミニウム精錬の加工企業、これはノルウェーの企業ですけれども、がサイバー攻撃を受けて、一部操業停止に追い込まれる事案などが発生をしております。

サイバー事案への対応というのは待ったなしの重要課題であり、デジタルトランスフォーメーションを実行するに当たって、このサイバーセキュリティというのは一番重要なことであるという認識を持っております。

○浅野委員 大臣も、先日の所信の中で、やはりオリンピック、パラリンピックを控える今こそ、中小企業を含め、サイバーセキュリティの確保を推進するということを表明されておりました。私がサプライチェーン攻撃も含めたサイバーセキュリティ関係で一番深刻だと思っておりますのは、盗まれた側は、何をいつ盗まれたのかもよくわからなくなっていることなんですね。

そこで、特にアメリカ、外国では、最近、新しい基準を取り込み始めております。きょうの資料四に、わかりやすくその差分というのを示しておるんですけども、日本とアメリカの基準の違いを簡単に言うと、日本は守ることに重きを置いて、さまざま多重防護策を重視しているのに対して、アメリカは、守ることに加えて、侵入をいかに早く検知し、被害拡大を食い止める、そして復旧させるか、この検知から復旧までの部分についても重きを置いているという点が異なる部分であります。

世界の主要先進国の中では、もはやサイバーセキュリティは、起こるものだという認識のもとで、各事業者の対応能力を高めることに視点を移し始めています。

そういった意味では、日本も考え方を改めていかななくてはならないのではないかと今ふうに思っております。本日最後の質問になります。今後のサイバーセキュリティ対策の強化に向けて、産業界全体の強化に向けて、大臣としてただけましますでしょうか。

○梶山国務大臣 先ほど申しましたように、サイバーセキュリティは非常に重要なものだということ認識で、経済産業省で臨んでおります。

企業におけるサイバーセキュリティの取組については、まず何よりも経営者自身が責任を持つて進めることが重要である、その前提で進めていかなければならないと思っております。経済産業省では、個々の事業者におけるサイバーセキュリティに関するガバナンスの促進の

ために、サイバーセキュリティ経営ガイドラインを策定し、その実践のためのプラクティス集も取りまとめているところであります。

事業者に対して、これらの現場での活用を推奨しており、既に五千件を超えるダウンロードがあるなど、着実に認知、活用が進んでおります。

さらに、サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティを進めるために、経済産業省では、二〇一九年四月、昨年の四月にサイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークを策定し、その普及を図るとともに、ビル、自動車、スマートホームなどの分野別のガイドラインの取りまとめを進めているところであります。

なお、海外の知見も取り入れた上でこういう対策を、また、業界団体と連携しながら今取り組んでいるということでありまして、また、サイバーセキュリティを受けた場合の、企業側がもしそれを認識した場合にはすぐにやはり、中身はともかく、サイバー攻撃を受けているということをしつかりとほかの会社にも認識をさせる必要があるということ、そういった取組についても今やりとりをしているところであります。

今回の三菱電機等のサイバー攻撃に關しましては大変重く受けとめまして、一月三十一日には、業界団体を通じて事業者に対して、自己点検を改めて実施するとともに、サイバー事案に関する経済産業省への報告や、適切な場合における事案の公表を求めたところでありまして、自己点検も、今委員がおっしゃったように、気がついていないかどうかということも含めてだと思っております、どういったところがこうなんだということも含めてできるような指導も含めて、今しているところだということでございます。

○浅野委員 これで終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後一時四十六分休憩

午後四時開議

○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柿沢未途君。

○柿沢委員 柿沢未途でございます。時間も限られておりますので、簡潔にいきいたいというふうに思います。

私、台風十五号のときもそうでしたし、千葉県で長期停電が起きた、その長期停電時の、一種、生活継続ということについて、防災士の国会議員としてライフワークとしてこれまでも取り組んでまいりました。

質問主意書を二通、きょうは資料でお配りさせていただいているんですけども、日付を見ていただくと、去年の二月なんです。つまり、千葉で大規模停電が起きる前なんです。北海道胆振東部地震で、実際、三日三晩全道停電が起きたわけですけども、これが東京で起きたらマンション住民はどうなるんだ、こういう問題意識でありました。

めくっていただくと答弁が出ていますけれども、これがまあ、本当に木で鼻をくくったような、全く問題意識が感じられない、答えておけばいいだろうというような答弁書でありまして、くだくだしくは申し上げませんが、残念ながら、政府も、こうした長期停電、十日間、二週間停電するような事態を想定してこなかったということをはしくもあらわしているというふうに思っています。

二通目の質問主意書、これは災害拠点病院です。災害時に傷病者が搬送される先になる、いわゆる最後のとりでである災害拠点病院も、実は七十二時間分の非常用発電機の準備しかしていないんです。最後のとりでの、傷病者を受け入れる災害拠点病院でこんな状態ですから、仮に一週間、二週間停電してしまった場合、その患者さんも含めてどんなことになるか。これについても、全く問題意識の感じられない、裏面の答弁が返ってきています。

それで、その年の秋に台風十五号で千葉県全域が長期停電、こうした事態に陥ってしまったわけですね。

慌てて官房副長官をヘッドとした検証チームをつくって、経産省も、省を挙げて、電力レジリエンス、まあやっかい言葉ですけども、これを、ワーキングチームをつくって来たわけですけども、しかし、その報告書を見ても、七十二時間以上停電が継続した場合にどうするかというところについては、私はほとんど答えが示されていないというふうに感じています。

災害拠点病院ですらこういう状況である、しかも、現実に一週間単位の長期停電が起きている、こうした状況の中で、マンション住民を含めた、東京あるいは全国の住民の皆さんの生活継続は本当に可能なんですか。

東京都は今、マンション住民に対しては、避難場所が確保できないので、どんな災害が起きた場合でも、一週間、七日間は在宅避難、自分の部屋で生活してくださいと言っています。しかし、停電になったら、エレベーターは動かない、水も出ない、トイレも流れない、こういう状況で本当に一週間の在宅避難が可能であるでしょうか。

経産大臣、ぜひこの点、危機感を持って取り組んでいただきたいという思いを込めて御答弁をいただきたいというふうに思います。

○梶山国務大臣 委員御指摘のとおり、経産省におきまして電力レジリエンスワーキンググループというものができてまして、今回の千葉県の長時間の停電、そして災害に対する検証が行われたということでもあります。

そして、さまざまな検証結果が出ておりますけれども、重要施設の指定をした上でこれからどうするかということでもあります。法律も含めてこの国会に提出をさせていただきますけれども、今委員がおっしゃるように、長時間の停電に耐え得るかどうかが、また、長時間の避難生活に耐え得るかどうかが、これは喫緊の課題だと思っております。

東日本大震災のとき、私どもの地域も停電になり、また、水もくめないというような状況で皆さん大変苦労したという経験がありますので、都市部の、特に集合住宅、大きな集合住宅の停電時の対応、また、重要施設の対応というのはしっかりとやっていかねばならない。そういう認識を持って指導してまいりたいと思っております。

○柿沢委員 喫緊の課題だと言う割には、私は電力レジリエンスのワーキングチームの報告書も拝見しましたけれども、例えば千葉では、ソーラーパネルを持っているお宅が、結果的に、送電が途絶えても発電をして、その電力で最低限の生活上の必要な電力を確保できて、スマホも充電できたみたいな話があるんですけども、こういう点はいろいろ注目はされていきますけれども、実際に、じゃそれをどういうふうにして社会実装していくのかという視点等々についてはまだまだ欠けているというふうに思いました。

特に、タワーマンションの停電等、マンション住民の方々、大都市で起き得る長期停電に対する備えについてはほとんど言及がなされていないような、そういう印象を持ちました。

私も、これだけ危機感だけあっても生産的ではありませんので、実際に、じゃどう解決するかということが次の資料であります。

【EV+船舶】で高層マンションのエレベーターに給電！というタイトルをつけさせていただきましたけれども、これは、東京海洋大学の大学院の刑部真弘教授が、三井住友建設、三井住友不動産、まさに三井不動産、住友不動産の高層マンションをつくっている建設会社です。共同でやった実験なんです。EV、今、リーフだと大体六十キロワットぐらいのかなり高性能のバッテリーを積んでいる、こういう状況になっていきます。このEVをつないで、いざというときに給電してエレベーターを動かすという仕組みを社会実験で行ったんです。

これは中央区佃のリパシテイ21イーストタワーズというところで、四十三階建て、六百四十